

里山の自然と人が共生する快適なふるさとまちづくり再生計画

新	旧（平成23年3月25日認定）
<p style="text-align: center;">地域再生計画</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4. 地域再生計画の目標 (略)</p> <p>(目標1) 汚水処理施設の促進（農業集落排水施設、浄化槽、公共下水道を整備し汚水処理人口普及率20%（平成21年度末）から30%（平成27年度末）に向上させる</p> <p>(目標2) 信楽町における人口減少の抑制（平成22年4月1日現在 13,179人／平成27年度末 13,000人の維持）</p> <p>5. 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要 (略)</p> <p>5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業 汚水処理施設整備交付金を活用する事業 対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を終了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。</p>	<p style="text-align: center;">地域再生計画</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4. 地域再生計画の目標 (略)</p> <p>(目標1) 汚水処理施設の促進（農業集落排水施設、浄化槽、公共下水道を整備し汚水処理人口普及率20%（21年度末）から30%（27年度末）に向上させる</p> <p>(目標2) 信楽町における人口減少の抑制（21年度末 13,179人／27年度末 13,000人の維持）</p> <p>5. 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要 (略)</p> <p>5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業 汚水処理施設整備交付金を活用する事業 対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。</p>

[事業主体] (略)

[施設の種類] (略)

[事業区域]

- ・ 農業集落排水施設 甲賀市信楽町 上朝宮、下朝宮、宮尻地区
- ・ 浄化槽（個人設置型） 甲賀市信楽町 長野、神山、江田、
田代、柞原、中野、
杉山、小川、小川出、
西、多羅尾地区の
各一部

[事業期間] (略)

[整備量] (略)

[事業費] (略)

5-3 その他の事業
(略)

6~8

(略)

[事業主体] (略)

[施設の種類] (略)

[事業区域]

- ・ 農業集落排水施設 甲賀市信楽町 上朝宮、下朝宮、宮尻地区
- ・ 浄化槽（個人設置型） 甲賀市信楽町 神山、江田、田代、
柞原、中野、杉山、
小川、小川出、西、
多羅尾地区の各一部

[事業期間] (略)

[整備量] (略)

[事業費] (略)

5-3 その他の事業
(略)

6~8

(略)